

令和4年

第5回

石川町議会定例会提出議案書

令和4年12月 1日提出

第5回石川町議会定例会提出議案

議案第66号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度石川町一般会計補正予算(第4号))	1
議案第67号	職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	2
議案第68号	石川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第69号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例	19
議案第70号	石川町議会議員の議員報酬、期末手当 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	47
議案第71号	石川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	49
議案第72号	石川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	51
議案第73号	石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例	59
議案第74号	令和4年度石川町一般会計補正予算(第5号)	67
議案第75号	令和4年度石川町国民健康保険 特別会計補正予算(第2号)	67
議案第76号	令和4年度石川町後期高齢者医療 特別会計補正予算(第2号)	67
議案第77号	令和4年度石川町介護保険 特別会計補正予算(第2号)	68
議案第78号	令和4年度石川町土地開発事業 特別会計補正予算(第1号)	68
議案第79号	令和4年度石川町宅地造成事業 特別会計補正予算(第1号)	68
議案第80号	令和4年度石川町水道事業会計補正予算(第2号)	69

議案第66号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年12月 1日提出

石川町長 塩田金次郎

専決第 3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により「令和4年度石川町一般会計補正予算－第4号」を別冊のとおり専決処分する。

令和4年10月21日

石川町長 塩田金次郎

提案理由

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給及び新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費について所要の予算措置を行ったため。

議案第67号

職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年12月 1日提出

石川町長 塩田金次郎

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、石川町職員の給与に関する条例(昭和41年条例第6号)第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額(給料の調整額を含む。)及びこれに対する給料の特別調整額の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
- 2 石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正する。
第18条に次の1項を加える。
- 3 職員が高齢者部分休業（当該職員が、高齢者として管理者が定める年齢に達した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

提案理由

職員の定年の引上げ及びこれに伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行に併せて、職員個々の状況に応じた多様な働き方を可能とするため。

議案第68号

石川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月 1日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

石川町職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第31号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(追加)	目次 第1章 総則（第1条） 第2章 定年制度（第2条—第5条） 第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条） 第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条） 第5章 雑則（第14条） 附則 第1章 総則
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号_____）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3 _____の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。
(定年)	第2章 定年制度 (定年)

現行	改正案
<p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。 (定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは</u>_____、<u>その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務</u>_____に<u>従事させるため引き続き勤務</u>させることができる。_____</p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により</u>_____公務の運営に著しい支障が生じる<u>とき</u>。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができない</u>とき_____。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その</u></p>	<p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。 (定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由がある</u>_____と認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務</u>させることができる。<u>ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること</u>。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること</u>。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該</u></p>

現行	改正案
	<p><u>準に関する条例（昭和43年条例第12号）第10条第1項に規定する職</u></p> <p><u>（3）石川町職員の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第13号）第3条の規定により町長が定める職</u> <u>（管理監督職勤務上限年齢）</u></p> <p><u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u> <u>（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）</u></p> <p><u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>（1）当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</u></p> <p><u>（2）人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u></p> <p><u>（3）当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が</u></p>

現行	改正案
	<p><u>属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)</u> <u>他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする<u>こと。</u></u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)</u>で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</p> <p><u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員<u>の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></u></p> <p><u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員<u>の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></u></p>

現行	改正案
	<p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員への他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員への他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することが</u></p>

現行	改正案
	<p><u>できず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p> <p><u>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</u></p> <p><u>第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</u></p> <p><u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制</p>

(追加)

現行	改正案
<p>(追加)</p> <p>附 則</p>	<p><u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(町が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u></p> <p><u>第5章 雑則</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>附 則</p>

現行	改正案								
(追加)	<p align="center"><u>(定年に関する経過措置)</u></p> <p>3 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="810 524 1374 898"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </table>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								
(追加)	<p align="center"><u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u></p> <p>4 <u>任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務</u></p>								

現行	改正案
	<u>の意思を確認するよう努めるものとする。</u>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の石川町職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の石川町職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある

者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占め

ているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務

員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後

基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

提案理由

地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正及び規定の整備を行うため。

議案第69号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月 1日提出

石川町長 塩田金次郎

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第1号)の一
部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用されている職員を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法_____第22条に規定する条件付採用になっている職員(町長が規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員_____</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(町長が規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 石川町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの</p>

現行	改正案
(5) (略)	<u>規定により延長された期間を含む。</u>)を延長された管理監督職を占める職員
3 (略)	(6) (略)
	3 (略)

(石川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 石川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第20号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(報告事項)	(報告事項)
第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。	第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。
(1)～(11) (略)	(1)～(11) (略)

(石川町職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 石川町職員の分限に関する条例(昭和30年条例第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する休職の事由、職員の意に反する降任、免職及び休職 <u> </u> の手続き及びその効果並びに失職の例外に関し規定することを目的とする。	第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する休職の事由、職員の意に反する降任、免職、 <u>休職及び降給</u> の手続き及びその効果並びに失職の例外に関し規定することを目的とする。
附 則	附 則
(略)	<u>(施行期日等)</u>
	<u>1</u> (略)

現行	改正案
(追加)	<u>(降給に関する経過措置)</u>
(追加)	2 <u>石川町職員の給与に関する条例附則第9項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。</u>
	3 <u>前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u>

(石川町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 石川町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和30年条例第10号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(減給の効果)	(減給の効果)
第3条 減給は、1日以上6箇月以下の期間、 <u>給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については報酬の額(石川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第28号)に規定する手当に相当する報酬の額を除く。))の10分の1以下を減じ、その他の給与は減額しない。</u>	第3条 減給は、1日以上6箇月以下の期間、 <u>その発令の日に受ける給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については報酬の額(石川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第28号)に規定する手当に相当する報酬の額を除く。))の10分の1以下を減じ、その他の給与は減額しない。</u>
(追加)	2 <u>前項の規定により減給を行う場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>

(石川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 石川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(1週間の勤務時間)	(1週間の勤務時間)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)

現行	改正案
<p>3 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員_____」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p>	<p>3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項 _____の規定により採用された職員_____ _____（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p>
<p>4 （略） （週休日及び勤務時間の割振り）</p>	<p>4 （略） （週休日及び勤務時間の割振り）</p>
<p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員_____については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>	<p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員_____については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>
<p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員_____については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員_____については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとする。</p>
<p>第4条 （略）</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、町長が規則で定めるところにより4週間ごとの期</p>	<p>第4条 （略）</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、町長が規則で定めるところにより4週間ごとの期</p>

現行	改正案
<p>間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等)にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては8日以上(育児短時間勤務職員等)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又はその他の事由(育児短時間勤務職員等)にあつては、当該育児短時間勤務等の内容により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>)にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、町長が規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等)にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日)を設ける場合には、この限りではない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>)にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で町長が規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等)にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては8日以上(育児短時間勤務職員等)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又はその他の事由(育児短時間勤務職員等)にあつては、当該育児短時間勤務等の内容により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>)にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、町長が規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等)にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日)を設ける場合には、この限りではない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>)にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で町長が規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(石川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 石川町職員の育児休業等に関する条例(平成19年条例第22号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)

現行	改正案
<p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 <u>前項第3号</u>の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 部分休業の承認は、勤務時間条例第</p>	<p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 石川町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 <u>前項第4号</u>の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 石川町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 部分休業の承認は、勤務時間条例第</p>

現行	改正案
<p>2条から第5条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>2条から第5条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>

（石川町職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 石川町職員の給与に関する条例（昭和41年条例第6号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 職員の昇給は、町長が規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4～8 （略）</p> <p>9 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>第5条の2 <u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3</u></p>	<p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 職員の昇給は、町長が規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4～8 （略）</p> <p>9 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（削除）</p>

現行	改正案
<p><u>項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で町長が規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)及び町長が規則で定めるところによ</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料道路(以下<u>この項及び次項</u>において「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下<u>この項及び次項</u>において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で町長が規則で定めるもの(以下<u>この条</u>において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下<u>この号</u>において「運賃等相当額」という。)及び町長が規則で定めるところによ</p>

現行	改正案
<p>り算出したその者（町長が規則で定める者に限る。）の支給単位期間の通勤に要する特別料金等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道、その他の交通機関等でその利用が町長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものの利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）の合計額（運賃等相当額及び特別料金等相当額の合計額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額等の額」という。）が64,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額等の額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額及び特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額等の額の合計額が64,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額等の額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額））</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、60,700円を超えない範囲内で町長が規則で定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町</p>	<p>り算出した当該職員（町長が規則で定める者に限る。）の支給単位期間の通勤に要する特別料金等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道、その他の交通機関等でその利用が町長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものの利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）の額に相当する額（以下この号において「特別料金等相当額」という。）の合計額（運賃等相当額及び特別料金等相当額の合計額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額等の額」という。）が64,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額等の額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額及び特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額等の額の合計額が64,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額等の額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額））</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、60,700円を超えない範囲内で町長が規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町</p>

現行	改正案
<p>長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離又は自動車等の使用距離等の事情を考慮して町長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額等の額及び前号に定める額の合計額が64,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)第1号に掲げる額又は前号に掲げる額</p>	<p>長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離又は自動車等の使用距離等の事情を考慮して町長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額等の額及び前号に定める額の合計額が64,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)第1号に掲げる額又は前号に掲げる額</p>
<p>3～6 (略)</p>	<p>3～6 (略)</p>
<p>(超過勤務手当)</p> <p>第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(超過勤務手当)</p> <p>第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤</p>	<p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤</p>

現行	改正案
<p>務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p>	<p>務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 <u>再任用短時間勤務職員</u>が勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、超過勤務手当は、支給しない。</p>	<p>4 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、超過勤務手当は、支給しない。</p>
<p>5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち町長が規則で定めるものを除く。）の時間及び第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（前項に規定する38時間45分に達するまでの間の勤務を除く。）の時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項<u>（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u>及び第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の17</p>	<p>5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち町長が規則で定めるものを除く。）の時間及び第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（前項に規定する38時間45分に達するまでの間の勤務を除く。）の時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項_____及び第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の17</p>

現行	改正案
5)	5)
(2) (略)	(2) (略)
<p>6 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する勤務 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する町長が規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合</p> <p>(2) (略)</p>	<p>6 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する勤務 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する町長が規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合</p> <p>(2) (略)</p>
7 (略)	7 (略)
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(再任用短時間勤務職員)にあつては、7時間45分に石川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第23号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(定年再任用短時間勤務職員)にあつては、7時間45分に石川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第23号)第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。</p>

現行	改正案
(追加)	<p><u>適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p>
(追加)	<p><u>13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>
(追加)	<p><u>14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>
(追加)	<p><u>15 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		191,700	220,000	261,100	281,100	296,600	322,600
---------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(石川町旅費条例の一部改正)

第8条 石川町旅費条例(昭和41年条例第16号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
----	-----

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、町が公務のために旅行する職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、町が公務のために旅行する職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(初任給，昇格，昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員の昇給は、管理者が規程で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p><u>9 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>第6条の2 <u>地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下</u></p>	<p>(初任給，昇格，昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員の昇給は、管理者が規程で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p><u>9 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、就業規程第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(削除)</p>

現行	改正案
<p>「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、就業規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第14条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料道路(以下_____「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下_____「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が規程で定めるもの(以下_____「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、管理者が規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第14条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料道路(以下<u>この項及び次項において</u>「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下<u>この項及び次項において</u>「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が規程で定めるもの(以下<u>この条において</u>「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、管理者が規程で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間</p>

現行	改正案
<p>の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下_____「運賃等相当額」という。）及び管理者が規程で定めるところにより算出したその者（管理者が規程で定める者に限る。）の支給単位期間の通勤に要する特別料金等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が管理者が規程で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものの利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）の額に相当する額（以下_____「特別料金等相当額」という。）の合計額（運賃等相当額及び特別料金等相当額の合計額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下_____「1箇月当たりの運賃等相当額の額」という。）が64,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額の額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額及び特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の額の合計額が64,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額の額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額））</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、60,700円を超えない範囲内で管理者が規程で定める額(再任用短時間勤</p>	<p>の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）及び管理者が規程で定めるところにより算出した当該職員(管理者が規程で定める者に限る。)の支給単位期間の通勤に要する特別料金等(新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が管理者が規程で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものの利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)の額に相当する額(以下この号において「特別料金等相当額」という。)の合計額(運賃等相当額及び特別料金等相当額の合計額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額の額」という。))が64,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額の額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額及び特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の額の合計額が64,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額の額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、60,700円を超えない範囲内で管理者が規程で定める額(定年前再任用短</p>

現行	改正案
<p><u>務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して管理者が別に定める職員にあっては、その額から、その額に管理者が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離又は自動車等の使用距離等の事情を考慮して管理者が規程で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額等の額及び前号に定める額の合計額が64,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第19条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で管理者が規程で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤</p>	<p><u>時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して管理者が別に定める職員にあっては、その額から、その額に管理者が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離又は自動車等の使用距離等の事情を考慮して管理者が規程で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額等の額及び前号に定める額の合計額が64,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第19条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で管理者が規程で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤</p>

現行	改正案
<p>務時間を割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で管理者が規程で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p>	<p>務時間を割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で管理者が規程で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 <u>再任用短時間勤務職員</u>が就業規程第6条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、超過勤務手当は、支給しない。</p>	<p>4 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が就業規程第6条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、超過勤務手当は、支給しない。</p>
<p>5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（就業規程第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち管理者が別に定めるものを除く。）の時間及び第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（前項に規定する38時間45分に達するまでの間の勤務を除く。）の時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（<u>第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）及び第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150（その</p>	<p>5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（就業規程第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち管理者が別に定めるものを除く。）の時間及び第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（前項に規定する38時間45分に達するまでの間の勤務を除く。）の時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項 _____ 及び第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150（その</p>

現行	改正案
<p>勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)</p>	<p>勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>6 就業規程第9条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。</p>	<p>6 就業規程第9条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。</p>
<p>(1) 前項第1号に規定する勤務100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する管理者が規程で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合</p>	<p>(1) 前項第1号に規定する勤務100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する管理者が規程で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>7 (略)</p>
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p>
<p>第22条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(再任用短時間勤務職員)にあつては、7時間45分に石川町水道事業所企業職員就業規程(平成12年水管規程第1号)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に18を乗じ</p>	<p>第22条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(定年 前再任用短時間勤務職員)にあつては、7時間45分に石川町水道事業所企業職員就業規程(平成12年水管規程第1号)第3条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に18を乗じ</p>

現行	改正案
<p>たものを減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の117.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の65」とする。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>たものを減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の117.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の65」とする。</p> <p>4～7 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び<u>附則第3項第3号</u>においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、<u>その者</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の管理者が規程で定めた日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(管理者が規程で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規程で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項まで及び第5項並びに<u>附則第3項第3号</u>においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、<u>当該職員</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の管理者が規程で定めた日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(管理者が規程で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規程で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>

現行	改正案
	<p>(令和〇年条例第〇号)による改正前の石川町職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第31号)第3条の規定に基づく定年の引上げに伴う給与に関する特例措置については、石川町職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p>

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		191,700	220,000	261,100	281,100	296,600	322,600
---------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(石川町職員の再任用に関する条例)

第10条 石川町職員の再任用に関する条例(平成13年条例第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第1条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用されている職員」とあるの

は、「任期を定めて任用されている職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。））」とする。

（石川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の石川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（石川町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される石川町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される石川町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、石川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の石川町職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第12条第2項、第15条第2項及び第4項並びに第18条の規定を適用する。

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第21条第3項の規定を適用する。

5 新給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

6 石川町職員の給与に関する条例第5条第1項、第2項及び第4項から第8項まで、第10条、第11条、第13条、第13条の2並びに第23条並びに新給与条例第5条第3項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

7 新給与条例附則第9項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、石川町水道事業所企業職員就業規程（平成12年水管規程第1号）第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新企業職員給与条例」という。）第14条第2項、第19条第2項及び第4項並びに第22条の規定を適用する。

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新企業職員給与条例第28条第3項の規定を適用する。

5 新企業職員給与条例第31条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

6 石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第1項、第2項及び第4項から第8項まで、第11条、第12条、第16条並びに第32条並びに新企業職員給与条例第6条第3項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

7 新企業職員給与条例附則第8項及び第9項の規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が公布され、地方公務員の定年が引き上げられること等に伴い、関係条例の規定の整備を行うため。

議案第70号

石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月 1日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和51年条例第25号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に_____</p> <p>_____100分の160_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退</p>	<p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退</p>

現行	改正案
<p>職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

福島県人事委員会の勧告に基づく、職員の給与改定に準じた改定を行うため。

議案第71号

石川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月 1日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 石川町長等の給与に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 町長等に対しては、第2条に定める給料のほかに石川町職員の給与に関する条例（昭和41年石川町条例第6号）の適用を受ける町職員（以下「町職員」という。）の例により、通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。この場合において、期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に_____</p> <p>_____100分の160_____</p> <p>_____を乗じて得た額に、その支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 町長等に対しては、第2条に定める給料のほかに石川町職員の給与に関する条例（昭和41年石川町条例第6号）の適用を受ける町職員（以下「町職員」という。）の例により、通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。この場合において、期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の165</u>を乗じて得た額に、その支給割合を乗じて得た額とする。</p>

第2条 石川町長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 町長等に対しては、第2条に定める給料のほかに石川町職員の給与に関する条例（昭和41年石川町条例第6号）の適用を受ける町職員（以下「町職員」という。）の例</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 町長等に対しては、第2条に定める給料のほかに石川町職員の給与に関する条例（昭和41年石川町条例第6号）の適用を受ける町職員（以下「町職員」という。）の例</p>

現行	改正案
<p>により、通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。この場合において、期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額<u>に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合には100分の165</u>を乗じて得た額に、その支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>により、通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。この場合において、期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額<u>に100分の162.5</u>を乗じて得た額に、その支給割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の石川町長等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の石川町長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

福島県人事委員会の勧告に基づく、職員の給与改定に準じた改定を行うため。

議案第72号

石川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月 1日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 石川町職員の給与に関する条例（昭和41年条例第6号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____</p> <p>_____100分の11</p> <p>7.5 _____</p> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の65」_____</p> <p>_____とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の65」、「100分の122.5」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長</p>

現行	改正案
<p>が規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に_____ $\frac{100}{95}$ _____ を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>が規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

(別紙)

第2条 石川町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u> _____ を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあ</p>

現行	改正案
<p><u>とあるのは「100分の65」、「100分の122.5」とあるのは「100分の70」とする。</u></p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額<u>に、6月に支給する場合においては「100分の95、12月に支給する場合においては100分の100」</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p><u>るのは「100分の67.5」</u></p> <p>__とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額<u>に100分の97.5</u></p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の石川町職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の石川町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(町長への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

別表第1 (第3条関係)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	202,700	238,300	270,900	296,300	326,400
	2	154,400	204,500	239,900	272,900	298,600	328,700
	3	155,600	206,300	241,500	274,400	300,800	331,000
	4	156,700	207,900	243,100	276,100	303,000	333,300
	5	157,900	209,500	244,600	277,900	304,900	335,500
	6	159,100	211,300	246,100	279,900	307,200	337,600
	7	160,200	212,800	247,600	281,900	309,200	339,900
	8	161,300	214,500	249,200	283,800	310,900	342,100
	9	162,400	216,100	250,800	285,700	313,000	344,200
	10	163,700	217,900	252,200	287,700	315,300	346,400
	11	165,000	219,600	253,700	289,800	317,600	348,500
	12	166,400	221,300	255,000	291,800	319,900	350,700
	13	167,700	222,800	256,300	293,700	322,000	352,700
	14	169,100	224,700	257,700	295,700	324,100	354,700
	15	170,400	226,400	259,000	297,600	326,300	356,800
	16	171,900	228,000	260,400	299,100	328,500	359,000
	17	173,200	229,800	261,700	301,000	330,600	360,900
	18	174,600	231,500	263,500	303,100	332,700	362,900
	19	176,000	233,200	264,800	305,300	334,800	364,900
	20	177,400	234,700	266,300	307,400	336,900	366,900
	21	178,900	236,200	267,800	309,300	338,900	368,700
	22	181,400	237,800	269,600	311,400	341,000	370,700
	23	184,000	239,300	271,400	313,500	343,100	372,600
	24	186,600	240,800	273,100	315,600	345,200	374,600
	25	189,500	242,300	274,800	317,400	346,800	376,600
	26	191,100	243,800	276,500	319,500	348,800	378,600
	27	192,900	245,200	278,400	321,600	350,800	380,600
	28	194,600	246,300	280,200	323,700	352,800	382,700
	29	196,100	247,400	281,900	325,600	354,400	384,400
	30	197,700	248,500	283,600	327,700	356,300	386,200
	31	199,500	249,600	285,500	329,800	358,200	388,000
	32	201,000	250,700	287,200	331,900	360,000	389,800
	33	202,600	252,000	288,800	333,500	362,000	391,400
	34	204,100	253,300	290,600	335,500	363,800	392,800
35	205,500	254,200	292,200	337,600	365,600	394,300	

36	206,700	255,000	293,800	339,700	367,500	395,900
37	208,000	255,900	295,500	341,500	369,000	397,500
38	209,400	257,300	297,300	343,500	370,300	398,700
39	210,400	258,700	299,100	345,500	371,700	400,000
40	211,600	260,100	300,900	347,500	373,100	401,200
41	213,100	261,300	302,700	349,500	374,400	402,400
42	214,300	262,600	304,400	351,400	375,400	403,600
43	215,600	264,000	306,100	353,300	376,500	404,700
44	216,800	265,200	307,800	355,100	377,600	405,800
45	217,900	266,200	309,400	356,800	378,600	406,600
46	219,200	267,500	311,100	358,300	379,400	407,300
47	220,500	268,900	312,800	359,800	380,300	408,000
48	221,700	270,000	314,500	361,300	381,200	408,600
49	222,900	271,100	315,700	362,800	382,200	409,200
50	224,000	272,300	317,200	363,700	383,000	409,800
51	225,000	273,400	318,800	364,800	383,700	410,400
52	226,100	274,700	320,500	365,800	384,600	411,000
53	227,200	275,800	321,900	366,800	385,300	411,400
54	228,200	276,900	323,400	367,900	386,000	411,700
55	228,900	278,100	325,000	369,000	386,700	412,000
56	229,800	279,200	326,600	370,000	387,400	412,300
57	230,600	280,300	328,200	370,900	388,000	412,500
58	231,400	281,400	329,400	371,600	388,600	412,900
59	232,200	282,500	330,600	372,300	389,200	413,200
60	232,900	283,500	331,800	373,000	389,900	413,400
61	233,400	284,500	332,700	373,300	390,400	413,900
62	234,300	285,500	333,600	373,900	391,000	414,100
63	235,100	286,500	334,400	374,600	391,600	414,400
64	235,900	287,500	335,200	375,300	392,200	414,700
65	236,700	288,300	336,100	375,800	392,600	415,000
66	237,600	289,200	336,500	376,500	393,300	415,300
67	238,100	290,100	337,300	377,200	393,900	415,500
68	238,600	291,000	338,100	377,800	394,500	415,800
69	239,200	291,700	338,800	378,300	394,900	416,100
70	239,900	292,400	339,500	378,900	395,400	416,400
71	240,600	293,200	340,200	379,500	396,100	416,700
72	241,200	294,100	340,900	380,100	396,600	416,900
73	241,800	295,000	341,500	380,600	396,900	417,100

74	242,400	295,500	342,100	381,200	397,400	417,400
75	243,100	295,900	342,700	381,900	397,700	417,700
76	243,600	296,300	343,200	382,500	398,100	417,900
77	244,100	296,500	343,500	383,000	398,400	418,100
78	244,700	296,900	344,000	383,500	398,700	418,600
79	245,500	297,300	344,500	384,100	399,000	419,100
80	246,000	297,600	345,000	384,600	399,200	419,600
81	246,600	297,800	345,400	385,100	399,400	420,000
82	247,300	298,100	345,900	385,700	399,800	420,300
83	247,900	298,400	346,400	386,100	400,100	420,900
84	248,600	298,700	346,900	386,500	400,300	421,600
85	249,200	299,000	347,300	386,900	400,500	422,100
86	249,800	299,300	347,700	387,400	401,100	422,400
87	250,400	299,600	348,200	387,800	401,800	423,000
88	250,900	300,000	348,600	388,100	402,500	423,700
89	251,600	300,300	348,900	388,600	402,900	424,100
90	252,100	300,600	349,400	389,200	403,400	
91	252,500	301,000	349,900	389,700	403,800	
92	253,000	301,300	350,300	390,100	404,400	
93	253,300	301,500	350,500	390,300	404,900	
94		301,800	350,900	390,600	405,400	
95		302,200	351,400	391,000	405,800	
96		302,600	351,800	391,400	406,400	
97		302,800	351,900	391,700	406,900	
98		303,100	352,400	392,200		
99		303,400	352,700	392,600		
100		303,800	353,100	393,000		
101		304,000	353,500	393,300		
102		304,400	353,900	393,800		
103		304,800	354,300	394,200		
104		305,100	354,600	394,600		
105		305,300	355,100	394,900		
106		305,600	355,500			
107		306,000	355,900			
108		306,300	356,300			
109		306,500	356,700			
110		306,900	357,000			
111		307,300	357,400			
112		307,600	357,700			

	113		307,700	358,200			
	114		308,100				
	115		308,300				
	116		308,700				
	117		308,900				
	118		309,100				
	119		309,400				
	120		309,600				
	121		309,900				
	122		310,200				
	123		310,500				
	124		310,800				
	125		311,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		191,700	220,000	261,100	281,100	296,600	322,600

提案理由

福島県人事委員会の勧告に基づき改定を行うため。

議案第73号

石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月 1日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

第1条 石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____</p> <p>_____100分の11</p> <p>7.5 _____</p> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の65」_____</p> <p>_____とする。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の117.5、12月に支給する場合においては100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の65」、「100分の122.5」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4～7 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理</p>

現行	改正案
<p>者が規程で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に_____ $\frac{100}{95}$ _____ を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>者が規程で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には</u> $\frac{100}{95}$、<u>12月に支給する場合には</u> $\frac{100}{100}$ を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

(別紙)

第2条 石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には</u> $\frac{117.5}{100}$、<u>12月に支給する場合には</u> $\frac{122.5}{100}$ を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用に</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{120}{100}$ _____ を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用に</p>

現行	改正案
<p>ついては、同項中「<u>100分の117.5</u>」 とあるのは「<u>100分の65</u>」、「<u>100分 の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」 とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理 者が規程で定める支給割合を乗じて得た額 とする。この場合において、次の各号に掲げ る職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、 それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはな らない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の 職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該 職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又 は死亡した職員にあっては、退職し、又は 死亡した日現在。次項及び附則第3項第3 号において同じ。)において受けるべき扶 養手当の月額合計額を加算した額<u>に、6 月に支給する場合においては100分の 95、12月に支給する場合においては1 00分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>ついては、同項中「<u>100分の120</u>」とあ るのは「<u>100分の67.5</u>」 _____とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理 者が規程で定める支給割合を乗じて得た額 とする。この場合において、次の各号に掲げ る職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、 それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはな らない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の 職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該 職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又 は死亡した職員にあっては、退職し、又は 死亡した日現在。次項及び附則第3項第3 号において同じ。)において受けるべき扶 養手当の月額合計額を加算した額<u>に1 00分の97.5</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(管理者への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第1 (第4条関係)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	202,700	238,300	270,900	296,300	326,400
	2	154,400	204,500	239,900	272,900	298,600	328,700
	3	155,600	206,300	241,500	274,400	300,800	331,000
	4	156,700	207,900	243,100	276,100	303,000	333,300
	5	157,900	209,500	244,600	277,900	304,900	335,500
	6	159,100	211,300	246,100	279,900	307,200	337,600
	7	160,200	212,800	247,600	281,900	309,200	339,900
	8	161,300	214,500	249,200	283,800	310,900	342,100
	9	162,400	216,100	250,800	285,700	313,000	344,200
	10	163,700	217,900	252,200	287,700	315,300	346,400
	11	165,000	219,600	253,700	289,800	317,600	348,500
	12	166,400	221,300	255,000	291,800	319,900	350,700
	13	167,700	222,800	256,300	293,700	322,000	352,700
	14	169,100	224,700	257,700	295,700	324,100	354,700
	15	170,400	226,400	259,000	297,600	326,300	356,800
	16	171,900	228,000	260,400	299,100	328,500	359,000
	17	173,200	229,800	261,700	301,000	330,600	360,900
	18	174,600	231,500	263,500	303,100	332,700	362,900
	19	176,000	233,200	264,800	305,300	334,800	364,900
	20	177,400	234,700	266,300	307,400	336,900	366,900
	21	178,900	236,200	267,800	309,300	338,900	368,700
	22	181,400	237,800	269,600	311,400	341,000	370,700
	23	184,000	239,300	271,400	313,500	343,100	372,600
	24	186,600	240,800	273,100	315,600	345,200	374,600
	25	189,500	242,300	274,800	317,400	346,800	376,600
	26	191,100	243,800	276,500	319,500	348,800	378,600
	27	192,900	245,200	278,400	321,600	350,800	380,600
	28	194,600	246,300	280,200	323,700	352,800	382,700
	29	196,100	247,400	281,900	325,600	354,400	384,400
	30	197,700	248,500	283,600	327,700	356,300	386,200
	31	199,500	249,600	285,500	329,800	358,200	388,000
	32	201,000	250,700	287,200	331,900	360,000	389,800
	33	202,600	252,000	288,800	333,500	362,000	391,400
	34	204,100	253,300	290,600	335,500	363,800	392,800
35	205,500	254,200	292,200	337,600	365,600	394,300	

36	206,700	255,000	293,800	339,700	367,500	395,900
37	208,000	255,900	295,500	341,500	369,000	397,500
38	209,400	257,300	297,300	343,500	370,300	398,700
39	210,400	258,700	299,100	345,500	371,700	400,000
40	211,600	260,100	300,900	347,500	373,100	401,200
41	213,100	261,300	302,700	349,500	374,400	402,400
42	214,300	262,600	304,400	351,400	375,400	403,600
43	215,600	264,000	306,100	353,300	376,500	404,700
44	216,800	265,200	307,800	355,100	377,600	405,800
45	217,900	266,200	309,400	356,800	378,600	406,600
46	219,200	267,500	311,100	358,300	379,400	407,300
47	220,500	268,900	312,800	359,800	380,300	408,000
48	221,700	270,000	314,500	361,300	381,200	408,600
49	222,900	271,100	315,700	362,800	382,200	409,200
50	224,000	272,300	317,200	363,700	383,000	409,800
51	225,000	273,400	318,800	364,800	383,700	410,400
52	226,100	274,700	320,500	365,800	384,600	411,000
53	227,200	275,800	321,900	366,800	385,300	411,400
54	228,200	276,900	323,400	367,900	386,000	411,700
55	228,900	278,100	325,000	369,000	386,700	412,000
56	229,800	279,200	326,600	370,000	387,400	412,300
57	230,600	280,300	328,200	370,900	388,000	412,500
58	231,400	281,400	329,400	371,600	388,600	412,900
59	232,200	282,500	330,600	372,300	389,200	413,200
60	232,900	283,500	331,800	373,000	389,900	413,400
61	233,400	284,500	332,700	373,300	390,400	413,900
62	234,300	285,500	333,600	373,900	391,000	414,100
63	235,100	286,500	334,400	374,600	391,600	414,400
64	235,900	287,500	335,200	375,300	392,200	414,700
65	236,700	288,300	336,100	375,800	392,600	415,000
66	237,600	289,200	336,500	376,500	393,300	415,300
67	238,100	290,100	337,300	377,200	393,900	415,500
68	238,600	291,000	338,100	377,800	394,500	415,800
69	239,200	291,700	338,800	378,300	394,900	416,100
70	239,900	292,400	339,500	378,900	395,400	416,400
71	240,600	293,200	340,200	379,500	396,100	416,700
72	241,200	294,100	340,900	380,100	396,600	416,900
73	241,800	295,000	341,500	380,600	396,900	417,100

74	242,400	295,500	342,100	381,200	397,400	417,400
75	243,100	295,900	342,700	381,900	397,700	417,700
76	243,600	296,300	343,200	382,500	398,100	417,900
77	244,100	296,500	343,500	383,000	398,400	418,100
78	244,700	296,900	344,000	383,500	398,700	418,600
79	245,500	297,300	344,500	384,100	399,000	419,100
80	246,000	297,600	345,000	384,600	399,200	419,600
81	246,600	297,800	345,400	385,100	399,400	420,000
82	247,300	298,100	345,900	385,700	399,800	420,300
83	247,900	298,400	346,400	386,100	400,100	420,900
84	248,600	298,700	346,900	386,500	400,300	421,600
85	249,200	299,000	347,300	386,900	400,500	422,100
86	249,800	299,300	347,700	387,400	401,100	422,400
87	250,400	299,600	348,200	387,800	401,800	423,000
88	250,900	300,000	348,600	388,100	402,500	423,700
89	251,600	300,300	348,900	388,600	402,900	424,100
90	252,100	300,600	349,400	389,200	403,400	
91	252,500	301,000	349,900	389,700	403,800	
92	253,000	301,300	350,300	390,100	404,400	
93	253,300	301,500	350,500	390,300	404,900	
94		301,800	350,900	390,600	405,400	
95		302,200	351,400	391,000	405,800	
96		302,600	351,800	391,400	406,400	
97		302,800	351,900	391,700	406,900	
98		303,100	352,400	392,200		
99		303,400	352,700	392,600		
100		303,800	353,100	393,000		
101		304,000	353,500	393,300		
102		304,400	353,900	393,800		
103		304,800	354,300	394,200		
104		305,100	354,600	394,600		
105		305,300	355,100	394,900		
106		305,600	355,500			
107		306,000	355,900			
108		306,300	356,300			
109		306,500	356,700			
110		306,900	357,000			
111		307,300	357,400			
112		307,600	357,700			

	113		307,700	358,200			
	114		308,100				
	115		308,300				
	116		308,700				
	117		308,900				
	118		309,100				
	119		309,400				
	120		309,600				
	121		309,900				
	122		310,200				
	123		310,500				
	124		310,800				
	125		311,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		191,700	220,000	261,100	281,100	296,600	322,600

提案理由

福島県人事委員会の勧告に基づき改定を行うため。

議案第74号

令和4年度石川町一般会計補正予算（第5号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和4年12月 1日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第75号

令和4年度石川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和4年12月 1日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第76号

令和4年度石川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和4年12月 1日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第77号

令和4年度石川町介護保険特別会計補正予算（第2号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和4年12月 1日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第78号

令和4年度石川町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和4年12月 1日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第79号

令和4年度石川町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和4年12月 1日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第80号

令和4年度石川町水道事業会計補正予算（第2号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和4年12月 1日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

